宮崎県小林市南西方字下水流1992番1 畑　87㎡	貴宮　熊次 住所不詳	
宮崎県小林市南西方字下水流1992番29 畑　135㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番30 畑　139㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番31 畑　174㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番32 畑　124㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番33 畑　38㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番34 畑　84㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番35 畑　5.08㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番36 畑　1.12㎡		
宮崎県小林市南西方字下水流1992番37 畑　1.76㎡		
宮崎県延岡市北川町川内名字上ミノ原9565番 山林　5,042㎡	早瀬伊久雄 宮崎県東臼杵郡北川村大字川内名9475	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２１４６号
横浜市鶴見区梶山１丁目６番５号　メゾンボヌール201
債務者　林　　昭彦
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５８４号
大阪市平野区平野南１丁目８番11号　エスポワールプラザ５ＦＡ
債務者　石川　友子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目６番24号
債務者　水阪鶏肉店こと　和田　邦広
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱永　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目６番24号
債務者　和田　芳美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱永　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６８号
広島市安佐北区可部７丁目15番17―11―103号
債務者　東　　良太
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
秋田県大館市早口字深沢岱５番地20、借入時住所秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
債務者　北林　忠雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緑川　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３４５号
群馬県前橋市富士見町時沢2868番地１
債務者　田口　　香
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５８号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｉ―179号
債務者　六本木康広
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３５号
山梨県甲斐市島上条1821番地３
債務者　宮本　国治
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　光利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
山梨県甲斐市中下条413番地23
債務者　平野　正幸
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　光利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
山梨県甲斐市中下条413番地23
債務者　平野　静子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　光利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
大阪市北区山崎町４番17―602号
債務者　味家こと義永淑子こと　趙　　星淑
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３８号
神戸市東灘区森北町７丁目25番７号、従前の住所兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番10号
債務者　茂藤　英昭
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部